

大野市の保育所及び認定こども園における使用済みおむつの処分に関する方針

1 国の方針

厚生労働省の令和5年1月23日付け通知（保育所等における使用済みおむつ処分について）で、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨している。

2 大野市における実態

(1) 公立園

おむつの処分は行っておらず、保護者の持ち帰りとなっている。

(2) 民間園

10園中5園でおむつの処分が行われている。

3 市の方針

公立・民間全園での使用済みおむつ処分、保護者によるおむつ持ち帰りゼロを実現し、保護者及び保育士等の負担軽減を図るとともに、既に実施している園とのサービス格差を解消する。

おむつは、園周辺の地域の理解と協力により、地域のごみと一緒に回収できるよう、協議を進める。

4 開始時期

令和6年度の開始をめどとする。

(1) 公立においては、準備が整い次第一斉に開始する。

(2) 民間においては、準備が整った園から随時開始する。